

# 令和8年度 生品中学校部活動方針

## 1 部活動の目的

自主的・自発的に体を鍛えたり、技術を身に付けたりするだけでなく、同級生や上級生との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係を築き、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感などの育成を図る。

なお、本校においては、「太田市部活動方針」(令和2年4月策定)に沿った活動として充実を図る。

## 2 基本方針

- (1)部活動を通して、体育的・文化的能力を養う。
- (2)顧問の指導のもと、部長を中心に自主的な活動ができるように努める。
- (3)技能の向上とともに、基本的な生活習慣、信頼関係、責任感などを育てる場とする。

## 3 令和6年度の重点

◎自らの活動への明確な目的意識をもって取り組む生徒の育成

- (1)自ら進んであいさつをする。(誰からも応援される部を目指して)
- (2)活動場所の整理・整頓をしっかりとる。(感謝の気持ちをもって)
- (3)好ましい集団づくりの場とする。(自主的に練習に取り組む雰囲気をつくる)

## 4 活動日および活動時間

### (1) 週あたりの休養日

- ・週2日以上とし、平日に1日(月曜日)と土・日曜日のいずれか1日を原則とする。
- ・土日の両日に活動する必要がある場合は、代替の休養日を平日に1日確保する。
- ・土日以外に祝日がある週については、土日に限らず当該の週内で2日以上以上の休養日を設定するものとする。
- ・詳細は各部活動ごとの活動計画による。(活動計画および報告は、毎月部活動主任に提出する。)

### (2) 長期休業中の休養日

- ・原則、土日祝日は休養日とする。
- ・やむを得ず土日祝日に活動する必要がある場合は、平日に週2日以上以上の代替休養日を設定する。
- ・夏季休業中の学校閉庁期間は休養期間とする。

### (3) 活動時間

- ・平日は2時間以内、土日祝日・長期休業中は3時間以内とする。(終了時間は以下の通り)

	完全下校時刻		完全下校時刻
4月	18:00	10月	17:30
5月	18:00	11~2月	17:00
6月	18:00	3月	17:30
7月	18:00		
9月	18:00		

- ・大会等直前の期間(2週間程度)については、保護者の了承を得た上で、30分程度の延長を認める。

(4) 部活動時間の延長（近日中に大会等が開催される場合のみ適応）

- ・十分に練習時間が確保できない場合は、30分程度部活動時間の延長を認める。平日は2時間＋延長30分程度、休日は3時間＋延長30分程度とする。
- ・延長を実施する場合は、校長から許可を得る。  
その後、保護者から延長の了承の紙面を提出してもらい、提出のなかった部員は延長を行わない。
- ・延長を行う場合は、顧問は立ち会い指導をする。（下校指導まで責任をもって行う）

(5) 朝練習

- ・放課後の練習の補助的練習とする。ただし、放課後2時間の練習時間が確保できる時は、朝練習は行わない。
- ・全体練習として行うか自主練習として行うかは顧問の判断によるが、必ず顧問の指導のもとで行う。
- ・練習時間は、7：40～8：15の範囲とする。時間は、各部で決める。（7：30より前には登校させない）
- ・月曜日の朝練習は制服登校のためなしとする。

5 入退部の手続きおよび所属変更等について

(1) 新規入部について（1年生）

- ①生徒は、「入部届」に必要事項（保護者印必要）を書き、担任提出用（上側）を学級担任へ提出する。
- ②顧問および学級担任は、各自で保管をする。
- ③部集会で、「入部届」の顧問提出用（下側）を顧問に提出する。

(2) 継続について（2・3年生）

- ①生徒は、「継続届」に必要事項（保護者印必要）を書き、担任提出用（上側）を学級担任へ提出する。
- ②顧問および学級担任は、各自で保管をする。
- ③部集会で、「継続届」の顧問提出用（下側）を顧問に提出する。

(3) 休部について

- ①生徒は、「休部届」に必要事項（保護者印必要）を書き、担任提出用（上側）を学級担任へ提出する。
- ②顧問および学級担任は、各自で保管をする。
- ③部集会で、「休部届」の顧問提出用（下側）を顧問に提出する。

(4) 退部について

- ①生徒は、「退部届」に必要事項（保護者印必要）を書き、担任提出用（上側）を学級担任へ提出する。
- ②顧問および学級担任は、各自で保管をする。
- ③部集会で、「退部届」の顧問提出用（下側）を顧問に提出する。

(5) 転部について

- ①生徒は、「転部届」に必要事項（保護者印必要）を書き、担任提出用（上側）を学級担任へ提出する。
- ②顧問および学級担任は、各自で保管をする。
- ③部集会で、「転部届」の顧問提出用（下側）を顧問に提出する。

## (6) その他

- ・3年生については、市総体の終了をもって部活動を終了する。ただし、県大会等に出場する場合は、活動を継続し、大会等の終了をもって部活動を終了する。  
なお、活動継続を希望する者は、届け出により6月末日まで活動を認める。

## 6 部活動検討委員会の設置

- ・学校評議委員会をもって本校の部活動検討委員会とする。

## 7 令和8年度設置の部活動

【運動部】 サッカー、ソフトテニス（女子）、陸上（男女）、バスケットボール（男女）

バレーボール（女子）、卓球（男子）、剣道（男女）

【文化部】 吹奏楽、美術

## 8 安全管理と事故防止

### (1) 事故防止の留意点

- ①生徒の発達段階、体力、習得状況に応じた無理のない計画的な活動を行う。
- ②生徒の体調等の確認を行う。
- ③教職員によるAED講習の受講や研修を実施することで、事故発生時及び未然防止のための対応をとる。

### (2) 熱中症事故の防止

- ①WBGT(暑さ指数)、高温注意情報等の情報を参考にし、屋外の活動を行う際に適切な対応をする。  
(夏季休業中は、日直の先生が10時頃に熱中症指数計で測定し放送で注意を促す。)
- ②活動時は適切な休息や水分補給等を行い、未然防止に努める。

## 9 部活動編成規約

生徒数減少の実態を考慮し、部数の適正化を図り、部員を集約させることで各部の部員数を確保し、日常の取り組みの活性化を図る。

### (1) 個人種目における削減の基本方針

- ①2年続けて入部者数が「0」の場合は、3年生が引退後「廃部」とする。
- ②部員総数が3名以下の場合は「休部」とし、他の部への転部を勧める。必要に応じて次年度の部員募集は認めるが、2年続けて休部の場合は「廃部」とする。

### (2) 団体種目における削減の基本方針

団体種目で、1・2年生の合計が出場登録数に満たない場合で、太田市中体連の規約で他校との合同チームが認められている部活動については、当該年度内の新人大会等に出場できる。

ただし、次年度以降においては以下の①から②による。

- ①新1年生の入部希望者を加算して、出場登録数(本校単独の出場)を超えれば存続させる。
- ②新1年生の入部希望者を加算しても、出場登録数に満たない場合は、太田市中体連の規約で合同チームが認められている部活動については、合同チームを検討する。

ただし、次年度以降の募集は要検討とする。なお、所属部員が引退するまでは合同チームとしての活動の継続は認める。

(3) 休部になるための条件

新年度、新2・3年生が0名で、新入部員を募集するも0名だった場合は休部とする。(それ以降の部の存続については要検討とする。)

(4) その他

部活動の安全かつ適切な指導体制を整える観点から顧問教員2名体制を実現するため、教員数を踏まえて部活動の新設等を検討する。

10 その他

(1) 平日および休日等の活動について

- ・平日および休日の活動は、その部活動に所属する生徒のために行われるものであるため、その部活動に所属していない生徒および保護者は参加できない。

(2) 練習試合および大会等の応援について

- ・練習試合については、普段の部活動の延長であるため、原則その部活動に所属する生徒および所属する生徒の保護者のみ参加や応援を認める。
- ・大会等の応援については、感染症の状況を踏まえた上で各部活動の大会要項に準ずることとする。また、本校の生徒が特別な理由により、自らが所属していない部活動の応援に行く場合は、本校指定の体育着または制服を着用し、その他の持ち物等についても学校生活と同様にしなければならない。

本方針は、平成30年9月1日から運用。

令和元年10月1日に一部改訂。

令和3年4月1日に一部改訂。

令和4年4月1日に一部改訂。

令和5年4月1日に一部改訂。

令和6年4月1日に一部改訂。

令和7年4月1日に一部改訂。